

CI-Standardサービス2運用規程 新旧対照表

(下線部分は変更部分)

変更 (Ver1.70)	現行 (Ver1.60)
<p>1.1 概要 本認証局は、以下の2種類の電子証明書を発行する。 タイプA・・・標準企業コードを識別情報として、一般財団法人建設業振興基金(以下、「基金」という。)が申込受付(RA業務)を行い、企業および企業内部門・部署の利用者に対して発行するCI-NET用電子証明書。 タイプB・・・NDNが申込受付(RA業務)を行い、企業および企業内部門・部署の利用者に対して発行するプライベート電子証明書。 本認証局は、CP(証明書ポリシー)とCPS(認証実施規定)をそれぞれ独立したものとせず、本規程を本認証局の認証業務に関する運営方針として位置付ける。 なお、本認証局の業務は、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年5月31日法律第102号)第2条第3項に規定する特定認証業務には該当しない。</p>	<p>1.1 概要 本認証局は、以下の2種類の電子証明書を発行する。 タイプA・・・標準企業コードを識別情報として、一般財団法人建設業振興基金(以下、「基金」という。)が申込受付(RA業務)を行い、企業および企業内部門・部署の利用者に対して発行するCI-NET用電子証明書。 タイプB・・・NDNが申込受付(RA業務)を行い、企業および企業<u>グループ</u>内部門・部署の利用者に対して発行するプライベート電子証明書。 本認証局は、CP(証明書ポリシー)とCPS(認証実施規定)をそれぞれ独立したものとせず、本規程を本認証局の認証業務に関する運営方針として位置付ける。 なお、本認証局の業務は、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年5月31日法律第102号)第2条第3項に規定する特定認証業務には該当しない。</p>
<p>4.1 証明書の発行申込 利用者証明書の発行申込は、<u>本規程および</u>利用規約に同意のうえ、申込関係書類一式をRAに提出し発行申込を行う。 発行申込に必要な書類は以下のとおりとする。 ① 電子証明書発行申込書 ② 申込者の所属企業名が明示された公的書類</p>	<p>4.1 証明書の発行申込 利用者証明書の発行申込は、利用規約に同意のうえ、申込関係書類一式をRAに提出し発行申込を行う。 発行申込に必要な書類は以下のとおりとする。 ① 電子証明書発行申込書 ② 申込者の所属企業名が明示された公的書類</p>